

令和5年度の事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

NPO 法人国東半島おいしいものづくり倶楽部

1 事業実施の方針

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症は世界的に甚大な被害を与えました。3年を経過する中で、国内では、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗で本年5月8日から感染症法上季節型インフルエンザと同等の5類に位置づけられ、コロナと併存する社会を目指すことになりました。このことで、コロナ前の社会に戻ってきています。しかしながら、世界情勢は、昨年2月24日のロシアのウクライナ侵攻から混沌としており、予想がでない事態となっています。

一方、農業・農村を取り巻く環境は人口減少社会の中、高齢化と担い手不足と一層厳しさを増し、農業・農村の基本法である「食料・農業・農村基本法」の見直し、本年4月にあった統一地方選挙の公約など多くの課題解決が求められています。

このような状況の中、本倶楽部は、「いのち」を育む食をつくりだす農業を踏まえ、しっかり足が地に付いた農山村地域振興の活動を基本に、国東半島地域を中心に生産される農林産物等のブランド化、消費地と生産地との相互理解と地域の人材育成、首都圏での消費宣伝活動及び消費地の少年スポーツクラブ活動の取り組みの継続を図っていきます。

また、国東半島宇佐地域世界農業遺産が認定から10年目をむかえることから、世界農業遺産の持続的な発展に少しでも寄与できるように「地域資源の活用」をテーマに地元直売所と連携した取組を行います。

なお、本倶楽部設立から4年目であることから、本年度も今後の活動についてどうあるべきか、どうすべきか倶楽部存続も含め検討します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
農林産物等のブランド化事業	首都圏での農林産物評価とPR活動によるブランド化	令和5年12月 首都圏玉川田園調布 10人	国東半島地域 20人 消費地 100人	1,162
	国東市内直売所からのブランド情報発信	令和5年11月 国見町・国東町・武蔵町・安岐町 20人	国東市内・県外 5,000人	200
人材育成事業	世田谷区奥沢・玉川田園調布地域での生産地PR	令和5年10月 玉川田園調布・奥沢 2人	奥沢・玉川田園調布 10人	40

消費地と生産地との交流事業	首都圏地域少年スポーツクラブとの地域間交流	令和5年11月 首都圏玉川田園調布 10人	国見町・玉川田園調布 100人	100
---------------	-----------------------	-----------------------------	--------------------	-----

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。